

# 福岡県公報

平成27年2月3日  
第3665号

## 目次

### 告示(第79号-第86号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 1
  - 「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) …………… 1
  - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 2
  - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
  - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
  - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
  - 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
  - 都市計画事業の認可 (公園街路課) …………… 3
- ### 公 告
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 4
  - 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (子育て支援課) …………… 4
  - 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)に対する意見募集 (市町村支援課) …………… 4
  - 平成26年度種苗生産事業者講習会の開催について (林業振興課) …………… 4
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 5
  - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 5
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- 開発行為に関する工事の完了 (中小企業振興課) …………… 6
  - 落札者等の公示 (都市計画課) …………… 6
  - 落札者等の公示 (漁業管理課) …………… 7
- ### 公安委員会
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 7
- ### 雑 報
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (自然環境課) …………… 9
- ### 再 掲
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) …………… 12

## 告 示

### 福岡県告示第79号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月16日福岡県告示第417号福岡都市計画道路事業3・3・90号鳥飼梅林線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間  
平成12年1月28日から平成30年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成24年3月16日福岡県告示第417号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
なし

### 福岡県告示第80号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「福岡県

の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
合名会社みやはら書店	直方市殿町8-26	平成27年1月19日から 平成27年3月31日まで

**福岡県告示第81号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	250	飯塚市飯塚11番23号 合資会社 高取金物店	飯塚市飯塚11番23号 合資会社 高取金物店	平成27年 2月1日
旧		飯塚市飯塚11番23号 高取 重子		

**福岡県告示第82号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
築上郡上毛町大字西友枝3553の2、3553の3、3553の7、3554の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第83号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市上秋月字尾谷59、61、64、82、84、85、90、字松丸466の8、471、570の2、609の43、日向石字仁鳥1353、字首淵1506の15、字永谷1728
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第84号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市八木山字長倉2444の132、2444の160

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字屋敷ヶ谷5608・5609の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 施行者の名称

久留米市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

久留米都市計画公園事業 2・2・27号 国分公園

#### 3 事業施行期間

平成27年2月3日から平成32年3月31日まで

#### 4 事業地

##### (1) 取用の部分

久留米市国分町字唐室地内

## (2) 使用の部分

なし

## 公 告

## 公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
平和自動車工業株式会社	北九州市小倉北区中井五丁目18番22号	平成27年1月22日	平成28年3月31日まで

## 公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見募集期間

平成27年2月2日から平成27年3月3日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

## 公告

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）について、次のとおり意見を募集します。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見募集期間

平成27年2月2日から平成27年3月3日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部市町村支援課に備え置きます。

## 公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成26年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成27年2月24日（火曜日） 午前10時00分～午後5時00分	久留米市山本町豊田1438番2号 福岡県農林業総合試験場 資源活用研究センター研修室

## 2 受講資格者並びに講習科目及び時間

## (1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

## (2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令	午前10時00分～正午
種苗の産地及び系統に関する事項	午後1時00分～午後3時00分
種苗の生産技術に関する事項	午後3時00分～午後5時00分

## 3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、平成27年2月16日（月曜日）までに、受講申込書（用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

## 4 申込書の提出場所及び問合せ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3549
福岡県農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合 庁舎	0946-22-2731
八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番 1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合 庁舎	0948-21-4965
筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉字九郎地山606番 地の1	0942-52-5188
行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋 総合庁舎	0930-23-0387

## 5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 届出年月日

平成27年1月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオンモール大牟田

(2) 所在地 大牟田市岬町3番4ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉	イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号ほか 85者	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号ほか 77者

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成27年1月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 イオンモール大牟田
  - 所在地 大牟田市岬町3番4ほか
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
本体棟建物東側	304台	建物東側	304台
本体棟建物西側	435台	建物西側	435台
本体棟建物南側	204台	建物南側	204台
本体棟建物南側	105台	建物南側	105台
本体棟建物南側	30台	建物南側	30台
本体棟建物東側	182台	建物東側	182台
別棟建物東側	40台	—	—
合計	1300台	合計	1260台

- 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
本体棟建物東側	192㎡	建物東側	192㎡
本体棟建物南側	432㎡	建物南側	432㎡
本体棟建物南側	144㎡	建物南側	144㎡
別棟建物東側	144㎡	—	—
合計	912㎡	合計	768㎡

- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後

位置	容量	位置	容量
本体棟建物東側	32.73㎡	建物東側	32.73㎡
本体棟建物南側	70.13㎡	建物東側	70.13㎡
別棟建物東側	38.60㎡	—	—
合計	141.46㎡	合計	102.86㎡

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 スポーツデポ太宰府インター店
  - 所在地 大野城市御笠川二丁目18番4号ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市五条三丁目2752番1、2752番2、2763番、2804番14及び2804番15
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
太宰府市観世音寺一丁目1-1

太宰府市長 井上 保廣

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年2月3日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品の名称及び数量  
漁業調査船「ずいよう」 1隻
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県水産海洋技術センター有明海研究所
  - 所在地  
柳川市吉富町728番の5
- 落札者を決定した日  
平成26年12月25日（木曜日）
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
有限会社小宮鉄工所
  - 住所  
柳川市大浜町1884番地の1
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
33,480,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
平成26年11月28日（金曜日）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年2月3日

福岡県公安委員会

- 検定の種別  
交通誘導警備業務2級
- 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成27年5月7日（木）	午前9時00分から午後6時00分	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成27年5月8日（金）	までの間	

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。  
また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 受検定員  
各検定15名
- 受検資格  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 検定の方法  
検定は、学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
- 学科試験及び実技試験
  - 学科試験
    - 警備業務に関する基本的な事項
    - 法令に関すること。
    - 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成27年4月13日（月）から同年4月15日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

## 雑 報

### 福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成27年2月3日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

#### 1 意見募集の対象

- (1) 第11次鳥獣保護事業計画の変更に係る答申案
- (2) 福岡県特定鳥獣（イノシシ及びシカ）保護管理計画（第4期）の変更及び福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第5期）の策定に係る答申案
- (3) 玄海国定公園における公園事業（遠見ヶ鼻園地）の決定に係る答申案

#### 2 答申案の概要

- (1) 第11次鳥獣保護事業計画の変更に係る答申案

##### ○主な変更点

##### ア 計画名称の変更

第11次鳥獣保護事業計画 → 第11次鳥獣保護管理事業計画

##### イ 鳥獣の「管理」を位置づけ

計画全体に鳥獣の「管理」の概念を盛り込み、「保護」と「管理」の位置づ

けを明確にして整理

#### ウ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項の変更

- ・鳥獣の区分と保護及び管理の考え方に指定管理鳥獣を追加
- ・許可基準において、保護と管理を分離し整理
- ・有害鳥獣捕獲の許可対象者に認定捕獲等事業者を追加

#### エ 特定鳥獣保護管理計画の整理

特定鳥獣保護管理計画を第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画に整理

#### オ 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項の変更

保護及び管理の担い手の育成に認定鳥獣捕獲等事業者を追記

- (2) 福岡県特定鳥獣（イノシシ及びシカ）保護管理計画（第4期）の変更及び福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第5期）の策定に係る答申案

#### 【イノシシ】

##### ○第4期計画の終期の変更

改正鳥獣保護法の施行日が平成27年5月29日であり、特定鳥獣保護管理計画（第4期）の終期が、平成27年4月15日であることから、同計画の終期を平成27年5月28日まで延長するもの。

##### ○第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第5期）の策定

第4期計画の終了に伴い、第5期計画を策定するもの。

#### 【概要】

- ・鳥獣保護法改正に伴う名称変更（特定鳥獣保護管理計画→第二種特定鳥獣管理計画）。
- ・県農林産物被害額を毎年10%づつ減少させ、平成28年度におけるイノシシの農林産物被害額目標額を3億円未満とする。
- ・被害防除対策、個体数管理及び生息環境管理を地域ぐるみで総合的に実施することを推進。
- ・イノシシの狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。ただし、「イノシシ捕獲を目的とした箱わなの使用」及び「当該箱わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限り、10月15日から4月15日までとする。

なお、前記箱わなに、結果としてシカが捕獲された場合に限り、例外としてイノシシと同様の取扱いとする。

- ・ 獣肉の利活用を推進する。

【シカ】

○第4期計画の変更

- ・ 鳥獣保護法改正に伴う名称変更（特定鳥獣保護管理計画→第二種特定鳥獣管理計画、保護管理→管理）。
- ・ シカ被害内容の変更。

(3) 玄海国定公園における公園事業（遠見ヶ鼻園地）の決定に係る答申案

ア 公園事業の種類

国定公園の利用のための施設に関する公園事業

イ 公園事業の名称等

名 称	事業の種類	事 業 地
遠見ヶ鼻	園 地	北九州市若松区（遠見ヶ鼻）

3 答申案の閲覧場所等

(1)~(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2-1）
- (6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

平成27年2月3日（火）から平成27年3月2日（月）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部自然環境課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）shizen@pref.fukuoka.lg.jp

※問合せ先：092-643-3367

(別紙)

## 意 見 書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見を提出 する答申案  (○を記入)	第 11 次鳥獣保護事業計画の変更に係る答申案
	福岡県特定鳥獣（イノシシ及びシカ）保護管理計画(第 4 期)の変更及び福岡県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第 5 期)の策定に係る答申案
	玄海国定公園における公園事業(遠見ヶ鼻園地)の決定に係る答申案
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第36号の2**

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年1月23日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛（乳用種）	患畜	1頭	福岡県大牟田市	平成27年1月22日